

平成27年度 社会福祉法人幸田町社会福祉協議会事業計画

少子高齢化や核家族化、働き方の多様化が進行し、地域社会や家庭の機能が大きく変容する中で福祉課題は、孤立、貧困、ひきこもり、家庭内での虐待、DV等多岐にわたり、以前は家庭の中や地域の中で解決されてきたものが解決されないまま表面化しています。このような福祉課題に対応するためには、制度内の福祉サービスのみならず、制度で対応しにくいニーズに応える活動を積極的に展開しなければなりません。

平成27年度は福祉に関する制度や施策が大きく変わります。介護保険法の改正では、地域包括ケアシステムの構築に向けた対応が本格的になり、予防給付が地域支援事業に移行します。住民主体の多様な取り組みが期待されており、地域に求められる役割が増大することが見込まれます。新たに施行される生活困窮者自立支援法は、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が制度の目標に掲げられ、生活保護に至る前の段階での自立支援を強化するとともに、生活困窮者への支援を地域全体に広げていくことが求められています。また、社会福祉法人制度の見直しが検討されており、今後は公益性、非営利性が徹底され、地域社会への貢献活動が義務化されます。

こうした状況を踏まえ、わたくしたち社会福祉法人は、その社会的役割を再確認し、社会福祉法の理念に従い、地域住民の皆様信頼される組織として運営の透明性に努め、効率的で安定した経営を推進して事業に取り組んでまいります。

1 基本方針

地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念「支え合い ともに生きる まちづくり（一人一人が自立し、人とつながり、お互い様をひろげよう）」の実現を目指すため、住民による福祉活動を支援し、住民の立場になって共に福祉課題の解決に向けて取り組みます。そして、以下の目標を達成できるよう「自助・互助・共助・公助がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携・協働できる体制づくり」に努めます。

(1) 家庭の力を向上させる

一人一人の生きる力を強化し、人と人のつながりづくりに取り組みます。

(2) 地域福祉の担い手を増やす

お互い様という互助の意識を醸成するとともに、地域福祉推進の核となる人材づくりに取り組みます。

(3) 地域のつながりをつくる

支援の必要な人を早期に支援するための仕組みづくり、連携・協働できる体制整備に取り組みます。

(4) 安心して住み続けられるまちをつくる

たとえ障害があっても要介護状態になっても、できる限り住み慣れた場所で自分らしい暮らしができるような地域づくりに取り組みます。

2 法人の経営基盤の強化

(1) 経営基盤の確保

自主財源（会費、寄付金、共同募金配分金）や公費財源（補助金、受託金）を安定的に確保し、適切な予算配分と人員配置を行うことで効果的・効率的な事業運営に努めます。また、公共性を併せ持つ民間団体として主体的な経営判断を行います。

(2) 職員の専門性とやる気の向上

相談支援の最前線に立つ現場の職員が専門性、柔軟性、やる気を持って業務に取り組めるよう適切な人事考課や教育、指導を行います。また、住民から信頼される組織づくりに向けて全職員にコンプライアンスを徹底します。

3 平成 27 年度の主な取り組み

(1) 家庭の力を向上させるために

ア 当事者やその家族が正しい知識を持つために学習する機会を提供します。

- ・ 広報誌やホームページでわかりやすく、タイムリーな情報を発信
- ・ 当事者団体に向けたイベントや勉強会の企画、開催

イ 身近な場所で気軽に集まれるサロンやサークル活動等の仲間づくりを推進します。

- ・ いきいきサロンへプログラムの提案や情報提供
- ・ 老人クラブ活性化のための支援

(2) 地域福祉の担い手を増やすために

ア 福祉教育を推進し、お互い様の意識を醸成します。

- ・ 福祉教育プログラムの提案や体験する機会の提供
- ・ 福祉実践教室だけで終わらない継続的な関わり

イ ボランティアセンターの機能を充実します。

- ・ 当事者団体や相談支援機関と連携したボランティアニーズの把握
- ・ ボランティアをする人と求める人のマッチング
- ・ 福祉分野以外の団体との連携、協働

ウ ボランティア活動への参加を促進します。

- ・ 住民の主体的な活動を促すための情報提供、働きかけ
- ・ ボランティアについて気軽に相談できる仕組みづくり

エ 人材の育成及び福祉実践活動を支援します。

- ・各種ボランティア講座の開催
- ・福祉人材育成講習費用の助成 《H27 新規事業》

福祉を担う人材の育成及び住民が主体的に行う福祉実践活動に対して、その活動費の一部を助成します。

オ 自主活動グループの育成を支援します。

- ・福祉関係団体6団体の事務局の運営
- ・情報提供や活動の提案等自主運営化に向けた動機づけ

(3) 地域のつながりをつくるために

ア 既存の事業や団体の活動をつなげる調整役を担います。

- ・住民同士、また住民と関係機関の顔の見える関係づくり
- ・住民の自発的な活動をバックアップする仕組みづくり 《H27 新規事業》

多様な地域福祉実践活動（サロンやサークル、コミュニティカフェ、マップづくり等）への人的、金銭的支援を積極的に行います。金銭的支援には、寄付金、会費及び共同募金配分金を有効に活用します。

(4) 安心して住み続けられるまちをつくるために

ア 災害に対する備えを強化します。

- ・災害時ボランティア支援本部の運営スタッフの養成
- ・養成講座修了生に向けた継続的な活動を提案

イ 相談機能の充実と個別支援を通じた地域づくりに取り組みます。

- ・幸田町から地域包括支援センター事業を受託

今後ますます複雑化する住民ニーズに備え、対応力の向上を図ります。地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の福祉課題を整理、分析し、関係機関と協議する場を設け資源づくりへとつなげます。また、高齢者の社会参加を促すため、介護予防を意識した住民の主体的な活動を推進し、お互いが支え合える仕組みづくりに取り組みます。

- ・西三河福祉相談センターから生活困窮者自立相談支援事業を受託 《H27 年度新規事業》

西三河福祉相談センター及び幸田町と連携し、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立相談支援を実施します。生活困窮者支援を通じた地域づくりに積極的に取り組みます。

- ・低所得世帯の経済的な自立促進のため、資金の貸付事業を実施

ウ 福祉サービス利用者の権利擁護を推進します。

- ・愛知県社協から日常生活自立支援事業を受託 《H27 年度新規事業》

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを実施します。

- ・権利擁護のあり方について関係機関で協議 《H27 年度新規事業》

関係機関で権利擁護のあり方について話し合う場を設け、総合的な権利擁護システム構築に向けて、行政に具体的な提案や意見具申を行います。

エ 在宅福祉サービスを充実します。

- ・福祉用具、福祉車両貸出の利便性を向上

- ・ひとり暮らし高齢者等の安否確認を目的に見守り配食事業を実施

- ・居宅介護支援事業所（ケアプランの作成）、訪問介護事業所（ホームヘルパーの派遣）

の健全な経営管理

- ・障害のある人に対する相談支援事業所の開設に向け、相談支援専門員（障害福祉サービスのケアマネジメント）を養成《H27 年度新規事業》